福山市立広瀬学園小学校・中学校 「ひろせっ子サポート隊」(PTA)会則(案)

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本会は、福山市立広瀬学園小学校・中学校「ひろせっ子サポート隊」と称する。
- 第2条 本会の事務局は、福山市立広瀬学園小学校・中学校に置く。

第2章 目的及び活動

- 第3条 本会は、会員相互の教養を高めるとともに交流を深め、健全なる青少年の育成を図り、児童・ 生徒の福祉を増進することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
 - (1) 会員の親和と教養を高め教育に対する理解の向上に関すること。
 - (2) 学校教育を理解し、協力すること。
 - (3) 学校教育の施設・整備を充実促進すること。
 - (4) 他の教育諸団体と連絡協調を図ること。
 - (5) 児童・生徒及び会員の研究の助成, 弔慰。
 - (6) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第3章 会員

第5条 本会の会員(サポーター)は、福山市立広瀬学園小学校・中学校に在籍する児童・生徒の保護者と本校に勤務する教職員をもって会員とする。

第4章 サポート隊員とその任務

第一6条 本会には次のサポート隊を置く。

共同代表	6名以上
	ただし,代表隊員は小中の校種,及び居住地は問わない
隊員	上記共同代表以外 隊員の中から監査を選出する

- 第87条 前条の共同代表・隊員の任務は次のとおりとする。
 - 1 共同代表は、本会を代表し、活動を統括する。
 - 2 隊員は、共同代表を補佐し、共同代表に事故があるときは、その職務を代行する。 隊員は、庶務・記録、その他活動全般を処理する。
 - 3 隊員は、担当の企画運営を担う。
 - 4 監査は、会計を監査し、全体ミーティングに報告する。

第5章 共同代表・隊員の選出及び脱退

- 第8条 本会の共同代表等の選出は、次のとおりとする。
 - (1) 共同代表は、「ひろせっ子サポート隊」において選考する。
 - (2) 隊員は、共同代表以外で構成する。
- 第9条 共同代表の任期は、1ヶ年とする。
- 第10条 サポート隊への加入・脱退は、次のとおりとする。

- (1) サポート隊への加入は、申込書を共同代表に提出する。
- (2) サポート隊の脱退は、共同代表に申し出る。

第6章 ミーティング

- 第 11 条 本会のミーティングは、全体ミーティング、代表ミーティング、サポート隊ミーティングとする。
- 第12条 全体ミーティングは、定例全体ミーティングと臨時全体ミーティングとし、全会員をもって構成され、本会の最高機関とする。
 - (1) 定例全体ミーティングは、年1回開催する。
 - (2) 共同代表が必要と認めたとき、及び、会員の三分の一以上の要求があった場合は、臨時に開くことができる。(臨時全体ミーティング)
 - (3) 全体ミーティングは、共同代表が招集する。
 - (4) 全体ミーティングにおいては、次のことを審議する。
 - 1 活動の報告に関する事項。
 - 2 活動の計画に関する事項。
 - 3 決算,並びに予算承認に関する事項。
 - 4 共同代表の承認に関する事項。
 - 5 会則の改廃に関する事項。
 - 6 その他、共同代表が必要と認めた事項。
- 第13条 全体ミーティングの議事は、出席者の過半数で決定する。
- 第14条 代表ミーティングは、共同代表をもって構成する。
 - (1) 代表ミーティングは、必要に応じて共同代表が招集し、本会活動の企画立案等、本会運営に関する全般事項について討議決定し、執行する。
- 第 15 条 サポート隊ミーティングは,共同代表,サポート隊員,教職員をもって構成する。
 - (1) サポート隊ミーティングは、必要に応じて代表が招集する。
 - (2) サポート隊員は、本会の目的を達成するため、必要事項について調査・研究・立案し、事業の円滑な運営の任に当たる。

第7章 表簿・会計

- 第16条 本会は小学校・中学校と次の表簿を備える。
 - 1 会員名簿
 - 2 サポート隊員名簿
 - 3 会計簿(小学校,中学校と分ける)
 - 4 プロシーディング
 - 5 その他必要な帳簿
- 第17条 本会の会計は、全体ミーティングにおいて決議された予算に基づいて行われる。
- 第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第19条 本会の経費は、会費、活動、その他収入をもって充てる。
- 第20条 本会の会費は次のとおりとする。
 - (1) 小学校は1人,月500円とする。
 - (2) 中学校は1人,月500円とする。
 - (3) 年度途中に本校に在籍する場合、会費は月割とする。

- (4) 会費においては、活動状況により、見直しをする。
- 第21条 本会の決算は、その会計年度の終わりに監査を経て、全体ミーティングの承認を得るものとする。

第8章 その他

第22条 本会の会則を施行するために必要な細則は、代表ミーティングに付して定める。

附 則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。 本会則は、令和5年4月1日から改正、施行する。

慶弔規程

- 第1条 この規定は、広瀬学園小学校・中学校「ひろせっ子サポート隊」が慶弔の意をあらわす対象 と、その範囲及び細則を定める。
- 第2条 会員及び在校児童生徒に不幸が生じた場合は、次の各項の規定によりその意を表す。
 - (1) 会員(児童生徒の父母)が死亡した時は、香料として5,000円を供え、代表をもって会葬する。
 - (2) 在校児童生徒が死亡したときは、香料 10,000 円を供え、代表をもって会葬する。
- 第3条 在職教職員に不幸が生じた場合は、次の各項の規定により、その意を表す。
 - (1) 本人が死亡した時は、香料として10,000円を供え、代表をもって会葬する。
 - (2) 教職員の配偶者・親または子が死亡した場合は、香料5,000円を供え、代表をもって会葬する。
- 第4条 広瀬学園小学校・中学校に勤務する教職員が退職または転任した場合は、次のように謝意を表す。
 - (1) 教職員が退職,転任する場合は、次の要領で記念品料を贈る。 ア 本校在籍1年につき、2,000円とする。1年増すごとに、1,000円を加算する。 ただし、上限を5,000円とする。
 - イ 1年未満の場合, 2,000円とする。
 - (2) 特別な事情がある場合は、別途協議の上決めることができる。
- 第5条 その他,緊急を要する慶弔事項が生じた場合は,代表隊員の協議により決定し,事後報告とすることがある。

附 則

本会則は、令和4年4月1日から施行する。